

第6回

新見市水道事業運営審議会資料

平成31年4月22日

新見市建設部上水道課

目 次

1	前回までの審議会の振り返り	2
2	料金体系案（改定案）	4
3	ご審議頂きたい事項	5

1 前回までの審議会の振り返り

・(1) 料金体系案 (改定案)

- ・ 事業を継続し、安全安心の水道水を供給するため、シミュレーション期間の最終年度（～平成 45 年度（令和 15 年度））において、預金残高を年間の料金収入の 80% を確保するために、水道料金体系の改定を以下の 4 パターン検討した。（別添資料参照）

【パターン①】

- ・ 基本料金、超過料金ともに 10.8%増（一律改定）

例）口径 13 mm：基本料金※1, 705 円（1, 550 円）、超過料金※1242 円（220 円）

【パターン②】

- ・ 基本料金のみ 27%増

例）口径 13 mm：基本料金※1, 958 円（1, 780 円）、超過料金※1220 円（200 円）

【パターン③】

- ・ 基本料金を 19%増、超過料金を一律に※1231 円（210 円）に変更する。

例）口径 13 mm：基本料金※1, 837 円（1, 670 円）、超過料金※1231 円（210 円）

【パターン④】

(1) 基本水量※2 引き下げ（10 m³⇒5 m³）

(2) 13 口径と 20 口径の基本料金をそれぞれ※1, 364 円（1, 240 円）と※1, 507 円（1, 370 円）と設定

(3) 13 口径と 20 口径の超過料金を、6～10 m³が※1121 円（110 円）、11 m³～
※1231 円（210 円）と設定

（注）

※1 料金は、消費税 10% で計算。（ ）は、消費税抜きの料金。

※2 基本水量とは、パターン④であれば、5 m³までは基本料金に含められ、超過料金はかからない水量のことです。

・(2) 審議した事項

- 料金改定の水準について

簡易水道の料金体系を平成 32 年度（令和 2 年度）に一部改訂（基本料金（メーター使用料）を上水道に統一）、平成 34 年度（令和 4 年度）に一部改訂（超過料金を上水道に統一）し、上水道・簡易水道の料金体系に統一した上で、更に、平成 36 年度（令和 6 年度）10.8%の料金改定を行うことについて審議した。

- 料金体系の改定について

上記の料金改定を行うとした場合に最終的には、どのような料金体系とすべきかについて、パターン①～④をベースに審議した。

2 料金体系案（改定案）

- ・ パターン①～④のほかに、現行の基本料金（税抜き）を維持し、基本水量を引き下げた水道料金体系の改定を2パターン追加し、検討します。（別添資料参照）

【パターン①】～【パターン④】

※P 2 参照

【パターン⑤】

- (1) 基本水量※2 引き下げ（ $10 \text{ m}^3 \Rightarrow 5 \text{ m}^3$ ）
- (2) 基本料金は、現行の料金（※1, 540 円（1, 400 円））を維持
- (3) 13 口径と 20 口径の超過料金 $6 \sim 10 \text{ m}^3$ ※1 88 円（80 円）、 $11 \text{ m}^3 \sim$ ※1 231 円（210 円） と設定

【パターン⑥】

- (1) 基本水量※2 引き下げ（ $10 \text{ m}^3 \Rightarrow 8 \text{ m}^3$ ）
- (2) 基本料金は、現行の料金（※1, 540 円（1, 400 円））を維持
- (3) 超過料金は、一律※1 231 円（210 円） と設定

（注）

※1 料金は、消費税 10% で計算。（ ）は、消費税抜きの料金。

※2 基本水量とは、「パターン⑤であれば 5 m^3 まで」、「パターン⑥であれば 8 m^3 まで」は、基本料金に含められ超過料金は、かからない水量のことです。

・ 3 ご審議頂きたい事項

(1) 料金改定の水準について

- ・平成36年度(令和6年度)までに、簡易水道の料金体系を上水道に統一し、10.8%の料金改定を行う。

(2) 料金改定の方法について

① 3回で引き上げるパターン (前回提案)

- ・平成32年度(令和2年度)：簡易水道の料金体系を一部改訂
(メーター使用料を上水道に統一)
- ・平成34年度(令和4年度)：簡易水道の料金体系を一部改訂
(超過料金を上水道に統一)
- ・平成36年度(令和6年度)：上水道、簡易水道ともに、10.8%の料金改定

② 2回で引き上げるパターン

- ・平成33年度(令和3年度)：簡易水道の料金体系を上水道に統一
- ・平成36年度(令和6年度)：上水道、簡易水道ともに、10.8%の料金改定

③ 1回で引き上げるパターン

- ・平成34年度(令和4年度)：簡易水道の料金体系を上水道に統一し、更に、上水道、簡易水道ともに、10.8%の料金改定

	H31(R元) 2019年	H32(R2) 2020年	H33(R3) 2021年	H34(R4) 2022年	H35(R5) 2023年	H36(R6) 2024年	H37(R7) 2025年
①	・消費税10% (10/1~)	・メーター 使用料統一	⇒ ⇒ ⇒	・超過料金統一 (料金統合)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	・+10.8%
②	・消費税10% (10/1~)	⇒ ⇒ ⇒	・料金統一 (料金統合)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	・+10.8%
③	・消費税10% (10/1~)	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	・料金統一 ・+10.8%			

(3) 料金体系の改定について

- ・パターン①～⑥をベースにご審議頂きたい。